

第二次

丸亀市行政改革大綱

平成 22 年 4 月

丸 亀 市

はじめに

丸亀市は、平成 17 年 3 月に、「旧丸亀市」「綾歌町」「飯山町」の 1 市 2 町が合併して誕生しましたが、合併当初の財政状況は、景気低迷による市税の減収や地方交付税の削減など予想を上回る歳入不足に直面し、財政の健全化なくしては財政破綻も危惧される危機的な状況にありました。

そこで、本市では財政再建を緊要の課題と位置づけ、平成 18 年 3 月に第一次行政改革大綱を策定し、全庁をあげて歳出の抑制に取り組むとともに、機構改革等により組織のスリム化に努め、行財政改革を推進してまいりました。

その結果、財政面では平成 21 年度までの 5 年間で、約 120 億円の行政改革の効果を生み出すことができ、何とか財政健全化に光明を見出したところであります。

しかしながら、百年に一度と言われる世界同時不況の影響により、企業業績や雇用情勢は、依然として厳しいものがあり、歳入の根幹である市税についても更なる減収が予想され、一方、歳出では、医療費や扶助費などの社会保障関連費は増加の一途であることから、引き続き財源確保のために経費節減に取り組み、選択と集中による事業展開をする必要があります。

今後は、限られた財源でその何倍もの効果を生み出し、市民サービスとして還元することが重要な課題であり、そのためには、「最少の経費で最大の効果」という地方自治運営の基本原則に則り、本市にふさわしい質の高い行政サービスの提供を目指したいと考えております。

また、「住民に身近なサービスは、地域の実情を最も熟知した地方自治体が行うべきである」という地方分権が本格化するなかで、個人の生活様式や行政に対するニーズも高度・多様化しており、これまでの画一的な行政の対応では、すべての地域の課題を迅速・的確に解決できなくなっております。

そこで、「地域の課題は地域で解決する」という市民が主役のまちづくりを進めていくためには、市民と行政の間で信頼関係と相互理解を構築するとともに、お互いが英知を結集し、協働により市政を進めていくことが必要であります。

行政改革が最終的に目指すものは、「行政運営の効率化により財政の健全化に努め、捻出した財源を効果的に活用し、市民サービスの向上を図ること」であり、その指針として、新たに第二次行政改革大綱を策定いたしました。

今後、策定した大綱に基づき行政改革を確実に実行し、丸亀市の未来を、次代を担う子どもたちに誇りをもって託していくことが、私たちに与えられた使命であり、「いつまでも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

丸亀市長 新井哲二

目 次

さらなる行政改革の必要性	P1
1 これまでの行政改革の取組と検証.....	P1
2 丸亀市の置かれている現状.....	P3
3 行政改革の必要性.....	P5
今後の行政改革の方向性	P6
1 行政改革の基本目標.....	P6
2 行政改革を推進するにあたっての課題.....	P7
3 行政改革大綱の期間.....	P7
行政改革の取組方針と重点項目	P8
行政改革の体系図.....	P8
取組方針 1 事務・事業の見直し	
事業の選択と集中.....	P9
窓口業務の改善.....	P9
事務の改善.....	P9
取組方針 2 限られた資源の有効利用	
《資源 1》財政の健全化	••••• P10
財源の確保と行政コストの縮減.....	P10
成果を意識した予算編成.....	P10
財政健全化計画の進行管理.....	P10
《資源 2》組織の最適化	••••• P11
効率的な組織運営.....	P11
戦略的な定員管理.....	P11
《資源 3》人材の育成	P11
人事考課制度の確立.....	P11
目標管理制度の推進.....	P12
職員研修の充実.....	P12
登用制度の推進.....	P12
取組方針 3 情報の共有と市民参画・協働	
わかりやすい情報の提供.....	P12
市民参画と協働の推進.....	P13
推進計画の策定と推進体制	P13
1 行政改革大綱に基づく推進計画の策定.....	•..... P13
2 推進体制.....	•..... P13
(用語解説)	P15

さらなる行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取組と検証

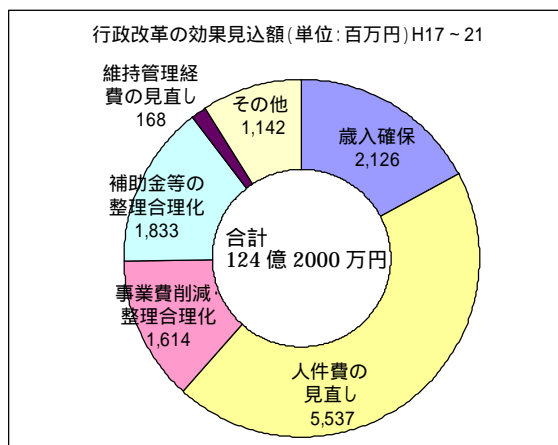
全国一律の基準やルールを土台とする中央集権型行政システム(*1)から、住民の自主的な選択に基づき、各自治体を中心となり、個々の地域に応じた行政サービスを提供する分権型行政システム(*2)への転換機運が高まるなか、国・地方を通じて厳しい地域経済や財政状況を受け、平成 17 年 3 月に、総務省は「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を策定し、より一層積極的な行政改革の推進を全国の地方公共団体に対して求めました。

これを受けて、本市では、平成 17 年度を起点とした「行政改革大綱」とその具体的な計画である「集中改革プラン」を策定し、「市民との協働による効率的な市政」を目標に掲げ、「財政の健全化」、「地方分権時代に対応できる行政システムの構築」、「協働システムの構築」、「情報提供の推進」を課題として全庁的な改革を進めてきました。

「財政の健全化」では、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で「集中財政再建期間」と位置づけ、財政再建団体への転落を回避すべく、集中改革プランの実施と並行して財政健全化計画を策定し、抜本的に歳出の見直しを行いました。

その結果、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、当初計画の約 90 億円に対し 120 億円を超える行革効果を見込めるまでになりました。

効果の内訳としては、右記の円グラフのように、定員管理や給与の適正化に伴う人件費の見直しにより約 55 億円、事業費や補助金等の整理合理化により約 35 億円など、合わせて 100 億円以上の歳出削減効果を生み出すとともに、未利用財産の売却や貸付、使用料等の見直しにより 20 億円を超える歳入を確保することができました。



「地方分権時代に対応できる行政システムの構築」については、行政運営の効率化や行政の担うべき役割の重点化、さらには市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織づくりを目指し、旧態依然とした行政の在り方やしくみを見直すための様々な取組を実践しました。

例えば、行政運営の効率化や役割の重点化では、民間の豊富な知識や経験を活かすことで、より専門的・効果的な行政サービスを提供することを第一義に考え、指定管理者制度や民間委託などを活用しました。

また、市民ニーズへの対応については、市役所内部の改革に重点を置き、特に組織の構成員である職員の意識改革と資質向上を目的とした、人事考課制度の確立と職員の能

力を最大限発揮するための研修制度の充実に努めるとともに、迅速かつ戦略的な意思決定を実現するために、経営会議の設置や機構の見直しを行い、組織の活性化に繋がる行政システムを構築してきました。

「協働システムの構築」については、例えば地域のボランティアの協力のもと、児童の登下校時における不審者対策として安全パトロールを実施するなど、市民と連携した活動を進めるとともに、誰もが住みよい地域社会を創造するための提案を市民活動団体などから募集し、市民ニーズにかなった事業の展開と新たな公共サービスの担い手の育成支援に努めました。

また、市民生活に重大な影響を及ぼす計画の策定や条例の制定にあたっては、その過程において市民から意見を求める「パブリックコメント^(*)」を導入したほか、原則として各種審議会の構成員に公募委員を含めることなど、丸亀市の憲法とも称される「自治基本条例」において、市民の市政への参画機会を保障するとともに協働の推進に取り組みました。

「情報提供の推進」については、市民にとってホームページや広報紙がより見やすく、わかりやすく、使いやすくなるように、掲載情報の更新・充実に努め、市が発信する各種行政情報を、できるだけタイムリーに市民に届けることを念頭において進めてきました。

これまでの行政改革全般について検証しますと、確かに財政健全化の面からは一定の効果を得ましたが、取組の中には未達成の計画や期待される成果があがらなかった項目もあります。

これらについては、内容や今後の方向性を再検討し、異なるアプローチから課題の解決にあたる必要があるとあり、そのためには、今まで以上に職員が改革意識を持って、行政改革に取り組まなければなりません。

行政システムの構築では、総合的な観点から事務事業の改善や優先度に基づく事業の選択・集中を行い、行政が担うべき役割の重点化を進めて、生産性の高い行政サービスを市民に提供することが重要です。

また、協働の実践については、市民活動団体数も増加し地域に即した活動を展開しておりますが、その活動はまだまだ限定的であり、ネットワーク化できるまでには至っておらず、今後「住民自治」に対する動機付けが求められます。

さらに、情報提供についても、行政としての説明責任を果たすために、市民との情報の共有化を図り、市政の信頼性、透明性をさらに高める必要があります。

このように、行政改革はまだまだ進行形であり、職員が行政改革の意義を共通の認識として保有し、市民に優しい市役所づくりを目指すことが今後の課題です。

2 丸亀市の置かれている現状

(地方分権改革の推進)

1990年代半ばに、地方分権改革が本格的に議論されるまでは、「行政サービスの公平性」や「制度の安定性」を確保するため、国の強力なリーダーシップのもと、地域間格差の無い中央集権体制が有効に機能していました。

しかし、経済的にも成熟した現代社会においては、生活習慣や価値観の多様化により、全国一律の基準では地域の課題に的確に対応できない事象も生じており、地域の特性に柔軟に対応しなければ、住民の満足度を高めることが難しくなってきました。

このような状況のなか、国は「住民に身近な行政は地方公共団体に委ねる」ことでお互いの役割分担を明確にし、自治体が自らの判断と責任で行政運営を行い、個性豊かで活力あふれる地域社会を実現できるよう「地方分権改革推進法」を施行しました。

これに基づき設置された地方分権改革推進委員会では、「地方が主役の国づくり」に向けた課題や税財源制度などを審議するとともに、平成21年11月までに4度にわたる勧告を内閣に行い、国も更なる地方分権改革の着実な推進を図るために地方分権改革推進計画を作成し、新たな地方分権に関する法整備を実施することとなっています。

そのため、市では権限移譲の進展に伴う業務範囲や費用負担の拡大など、本格的な地方分権改革に適切に対応できる組織体制の整備が急務です。

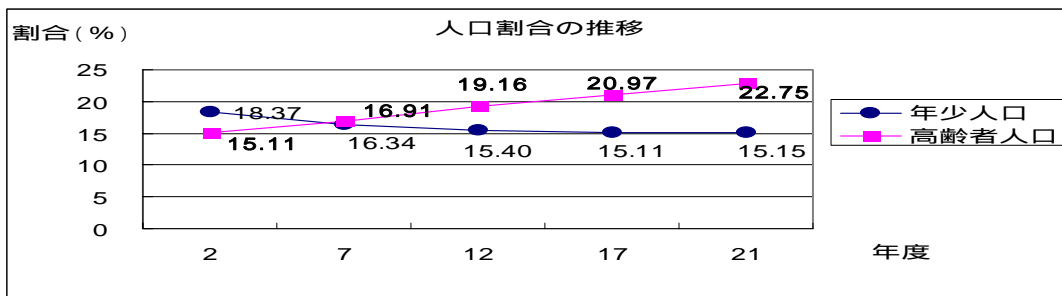
(少子高齢化の進展)

平成21年10月1日の本市の常住人口(*4)は110,727人ですが、このうち年少人口(14歳以下)はわずか16,774人であり、人口に占める割合も15.15%まで低下しています。

一方、高齢者人口(65歳以上)は24,850人であり、人口に占める割合は22.75%まで増加しています。

過去20年の動向は下記のグラフに示しているように、平成7年を境にして、総人口に占める高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回って以来、その差は広がる一方で、本市においても急速に少子高齢化が進展しており、この傾向が今後も続くと、平成26年に高齢化率は25.2%に上昇し、市民の約4人に1人が高齢者になると予想されます。

また高齢者のいる世帯のうち、高齢者の独居もしくは高齢者のみの世帯割合は、平成2年の10.1%から平成17年には16.2%となり、世帯数にして3,381世帯も増加しています。



平成2年～平成17年：国勢調査 平成21年：常住人口

(財政状況の見通し)

最近の日本経済は、政府のデフレ^(*)5)宣言に表されるように、持続的な物価下落が景気に悪影響を与え、企業収益や雇用環境などの経済情勢は先行きが依然として不透明であり、景気の早期回復も見込めないことから、本市の財政状況の見通しも楽観視することはできません。

市の政策運営の根幹となる歳入では、景気の悪化が本市にも影響し、法人市民税を中心に地方譲与税・各種交付金も減収が見込まれ、歳入に占める一般財源の総額確保も難しい状況にあります。

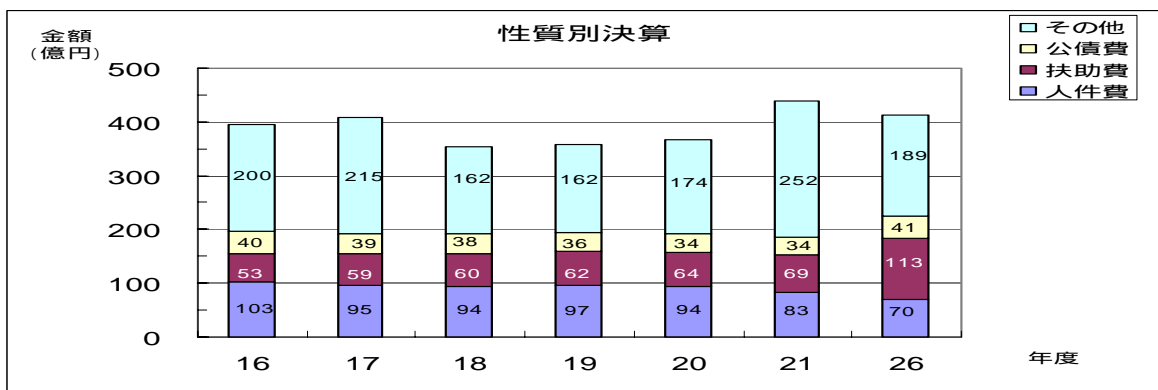
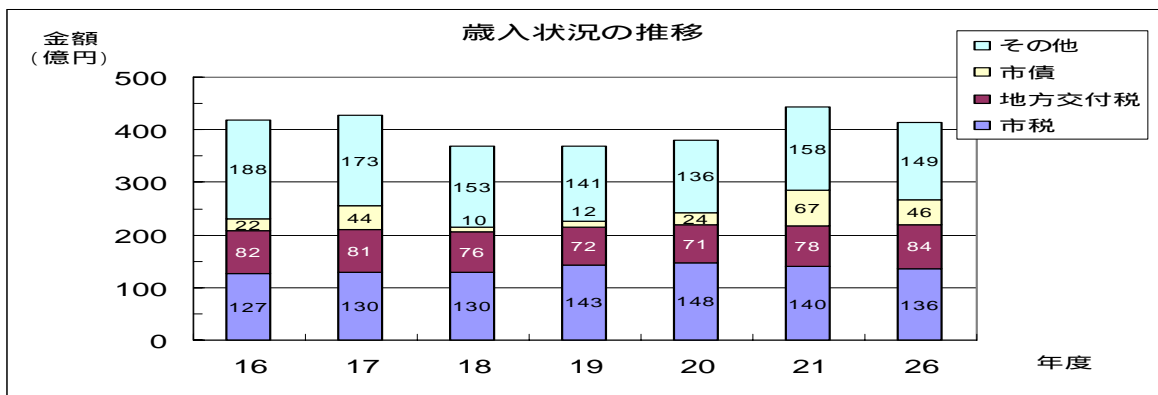
また、分権改革による地方への財政措置などの影響も不確定であることから、想定外の歳入不足も考えられます。

一方、集中改革プランの取組において、職員数の削減による人件費の抑制や、事務事業の合理化などにより歳出の圧縮に努めてきたものの、経常的に発生する維持管理経費や、子育て支援、介護・医療などの社会保障費は今後も増加することが予測されます。

さらに、市民の安全・安心な生活を確保するため、公共施設の耐震化、防災施設整備、湧水対策事業などは早急に市の責務として対策が必要です。

これらの事業は、主に後年度において、地方交付税措置のある合併特例債を活用して進めていますが、今後公債費の大幅な増加が見込まれることから、様々な財政関係指標の推移を見定め財政運営を行わなければなりません。

また、平成 21 年 9 月の政権交代により、今後の施策展開は未知数の部分が多く、国の動向には細心の注意を払う必要があります。



丸亀市財政健全化計画 第 8 次改定 (平成 22 年 3 月) より (21 年度以降は見込)

3 行政改革の必要性

「行政改革」の意味を改めて辞書で調べてみますと、「国や地方公共団体の行政機関において、その組織や運営を内外の変化に適応したものに換えること」とあります。

行政改革は、その時々「変化」に対応しながら継続して取り組むことが、何よりも重要であり、その意味からも行政改革に終わりはありません。

現在、本市における「変化」を考えますと、財政面においては出口が見えない景気低迷のなかで、市税や地方交付税の確保は、ますます厳しい状況が予想されます。

また、行政を取り巻く環境面では、地方分権や少子高齢化の進展により市民ニーズが多種多様化しており、行政運営を行うにあたり今まで以上に柔軟性をもって、様々な環境変化に対応できる体制づくりが必要です。

（財政状況からの必要性）

財政運営は、格言に「入るを量りて出づるを為す」とあるように、「歳入に応じた歳出をすること」が基本原則です。

「入る＝歳入」が減少した場合、行政が提供するサービスが後退することから、市税等の安定確保に繋がる方策を研究するとともに、新たな財源の開拓に努めるなど、いかに自己財源を確保・増収していくかが重要となります。

一方「出づる＝歳出」については、扶助費のように人口構成の変化に応じて、段階的に増加する費用が他の事業費を圧迫することは確実で、歳出の徹底した効率化が必要です。

地方自治法にも「最少の経費で最大の効果を挙げる」とありますが、このことは、何を実施したか（アウトプット）ではなく、どのような効果があったか（アウトカム）の観点から、事務事業全般の見直しを行うことにあります。

これまでの行政改革は、行政組織の体質改善と基盤づくりが第一の目的であったため、「いかに経費の削減をしていくか」という、財政再建を中心とした「量的」な改革に焦点が置かれており、行政サービスの生産性や市民満足度の向上といった「質的」な改革は、まだまだ緒に就いたばかりと言えます。

将来的に、安定した財政構造を堅持していくためには、引き続き財政健全化路線を着実に歩み、財政の体質改善を図る必要があります。

（行政環境の変化からの必要性）

少子高齢化、生活様式の多様化など、行政を取り巻く環境は大きく変化しており、このような状況下で生じる新たな課題に速やかに対応するには、これまでの行政運営における既成概念の刷新が求められます。

また、今後さらに地方分権が進展し地方の裁量範囲が広がると、地方自治体は自らの判断により、地域の実情に応じた独自の行政サービスを展開することが可能になります。

一方で地方自治体は、地域に暮らす住民の多様な価値観を反映した行政サービスを提供しなければならず、今まで以上に住民ニーズや地域の実情を把握し、地域に密着した行政運営を行うことが大切です。

このような地方行政の転換期において、地域住民の満足度を向上させていくためには、職員自身が研鑽や意識改革を行い、発想の転換を図るとともに、個々の実務能力を向上させなければなりません。

これからのまちづくりを進めるにあたって、行政主導で行うことには限界があり、きめ細やかな行政サービスを提供していくためには、地域の実情をよく把握している市民や市民活動団体との協働・連携により、地域住民による自主的なまちづくりを推進していくことが大切であり、引き続き市民とともに行政改革を進めていくことが必要です。

今後の行政改革の方向性

1 行政改革の基本目標

行政改革の本来の目的は、限られた財源を効果的に活用し、「安全で安心できる市民生活」や「豊かな住環境の整備」など、市民サービスの向上にいかに関わり付けていくかということにあります。

これを実現するためには、持続可能な行政運営の基盤づくりが必要不可欠であり、事務事業の見直しや、行政の運営資源である「財政の健全化」、「組織の最適化」、「人材の育成」を推進していかなければなりません。

また、推進していく上で大事なことは、「地方自治体が自主性と主体性をもって、自らの判断と責任のもとで地域の実情に合った行政を行っていくこと」であり、この点を市民と一緒に考えて、お互いの理解と協力を深めていくことが重要です。

今後の行政改革においては、市が保有する「限られた資源（財政・組織・人材）」を最大限活用し、時代の潮流に乗り遅れることなく市民ニーズに合った行政運営をすることが課題であることから、第二次行政改革では「さらなる市民サービスの向上」と、「持続可能な行政システムの構築」を基本目標に掲げることとします。

行政改革の基本目標

- 1 さらなる市民サービスの向上
- 2 持続可能な行政システムの構築

2 行政改革を推進するにあたっての課題

行政改革の目標を確実に達成するために、次の事項を課題として位置づけて改革に取り組めます。

全庁的な取組

行政改革を着実に推進していくため、組織をあげて改革に取り組む体制を整えるとともに、行政改革は、他人事ではなく自分自身のこととして、職員一人ひとりが改革の意義を理解し、自発的かつ率先して取り組むよう、更なる意識改革が必要です。

的確なニーズの把握

地方分権が本格化するなかで、地域の特性に応じた的確な行政サービスを提供していくためには、地域の実情や市民のニーズなどを的確に把握するとともに、市が実施する事業が、全体として最適な効果を導き出すことができるように「縦割り行政」の概念を払拭し、幅広い見地から市民目線で事業を構築しなければなりません。

ゼロベース思考

変化の大きい時代においては、勇気をもった決断やチャレンジ精神が求められることから、目的の達成のためには広い視野を身につけることが大事です。

これまでの習慣や常識に固執すると、思考の幅が狭くなり有効な解決策も限られるため、既存の枠組みを取り払って、ゼロの状態から物事を考えることが肝要です。

P D C A サイクル^(*6)の徹底

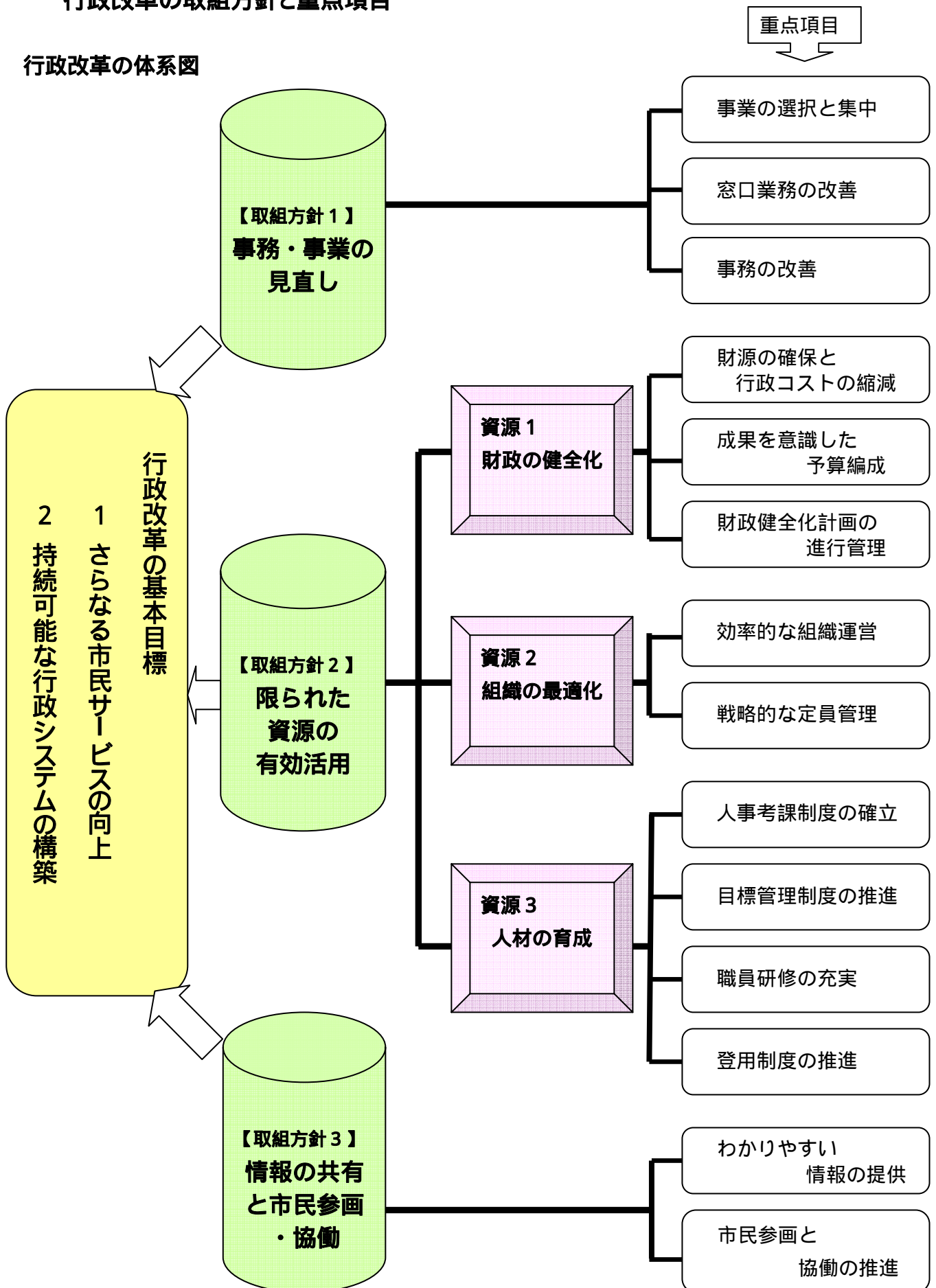
行政改革を計画の策定と実施で終わらせないように、目標に対する成果という視点から、毎年、実施結果を評価して新たな課題を見出し、その課題の解決を図ることで、改善を循環的に向上に繋げ、常に改革に磨きをかけていく姿勢が重要です。

3 行政改革大綱の期間

第二次丸亀市行政改革大綱は、今後の丸亀市の行政改革の方向性を示すものです。この行政改革大綱の期間は平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間とします。

行政改革の取組方針と重点項目

行政改革の体系図



取組方針と重点項目

取組方針 1 事務・事業の見直し

(1) 事業の選択と集中

限られた財源のなか、最少の経費で最大の効果を発揮するため、市が実施する事業については、行政評価の結果等を活用するとともに、継続事業であっても、常に新規事業の視点で目的や意義を再確認し、事業効果の薄れたものについては廃止・統合などの見直しを図り、効果的で優先度の高い事業に資源を集中します。

地域の実情や時代に即したサービスの新設などにより、事務事業の硬直化を是正し、市民のニーズにかなった事業の整理や質的向上を進めます。

着眼点

- ・ 行政評価の強化
- ・ 事業の廃止、創出、再構築
- ・ 市民ニーズの的確な把握

(2) 窓口業務の改善

市職員が実施している事務事業は単に施策の一環ではなく、「市民の幸せに繋がるサービス」であることを肝に銘じ、市民との最初の接点である窓口業務の改善を図るため、複雑な手続きの簡素・合理化を進めるとともに、「親切」、「丁寧」、「的確」をモットーとする市民目線での窓口サービスの向上に努めます。

着眼点

- ・ 窓口業務改善のための機関の設置
- ・ 申請や届出手続きにおける利便性の向上
- ・ わかりやすい説明

(3) 事務の改善

市役所内部における事務処理についても、「前例がない」という固定観念を見直し、目的・効果・コストを意識して、可能な限り簡素・合理化による改善に努め、仕事のやり方など、問題意識を常に持つことで、身近なところから改革の芽を育てます。

着眼点

- ・ 決裁の合理化と電子化の推進
- ・ 提出、報告文書の簡素化
- ・ 日常業務における作業工程の見直し

取組方針 2 限られた資源の有効活用

〈資源 1〉 財政の健全化

(1) 財源の確保と行政コストの縮減

財源の確保に努め、負担の公平性を担保するため、未収金対策を強化するとともに、遊休資産を処分するなど自主財源の確保に努めます。

また、サービスの質や効果に配慮しながら、削減すべきところは削減し、経費節減により得られた効果を更なる市民サービスの向上に繋げます。

着眼点

- ・市税、使用料等の収納強化
- ・未利用財産の売却、貸付
- ・経費の節減合理化
- ・補助金等の適正化

(2) 成果を意識した予算編成

予算編成は、市民のニーズや事業効果を意識し、行政評価などの手法を駆使することで事業を取捨選択し、メリハリのある予算とします。

また、各部の基本目標や重点的に取り組む事項を示した「部の運営方針」を掲げ、目標達成と最大の効果に向けた取組みを進めます。

着眼点

- ・部の運営方針に基づく予算配分
- ・インセンティブ経費^(*7)の効果的運用

(3) 財政健全化計画の進行管理

本市の財政状況については健全化の緒に就いたところで、まだまだ気を緩めることはできません。そこで、中長期的な視点で財政健全化計画の適宜改定を行い、市の財政状況について、より多くの方に関心をもって見ていただくために、できるだけわかりやすくまとめ、積極的に内容を公開します。

着眼点

- ・財政健全化計画の進行管理
- ・財務指標による財政状況の早期把握
- ・地方公営企業^(*8)等の経営健全化

〈資源2〉 組織の最適化

(1) 効率的な組織運営

官と民の役割分担の範囲を見直し、民間活力を導入したほうが、市民サービスの向上や経費削減に繋がるものについては、積極的に外部委託を推進することで、官民のメリットを生かして相乗効果を高めるとともに、行政のスリム化を進めます。

また合併のメリットを最大限に生かし、重複する施設の統廃合や有効利用を図るとともに、市民ニーズに的確・迅速に対応できる組織運営を目指します。

着眼点

- ・ 民間委託、民営化等の民間活用
- ・ 施設の統廃合
- ・ 機構改革による庁内組織の活性化

(2) 戦略的な定員管理

国や県の政策や地方分権改革の動きを勘案しながら、自治体規模や業務量に応じた定員管理を行い、業務量の増減に対応した部内の流動的配置も活用したなかで、適正な人員配置により良質かつ効率的な行政サービスの提供を目指します。

着眼点

- ・ 定員の適正化
- ・ 流動的配置の活用

〈資源3〉 人材の育成

(1) 人事考課制度の確立

職員は職務遂行における自らの勤務成績や意欲、態度、能力について自己分析し、管理者は公平かつ客観的に評価し、指導することにより、職員の勤務意欲の高揚と能力の向上を図ります。

着眼点

- ・ 勤労意欲の高揚と公務能率の向上
- ・ 管理者の管理能力の開発、向上
- ・ 職員の能力の把握と指導

(2) 目標管理制度の推進

それぞれの部署レベルで、トップの方針や目標を設定し、個人の組織内での役割を明確化したうえで目標の達成を目指します。

着眼点

- ・組織の政策、方針の浸透と徹底
- ・職員の経営参画による組織の活性化
- ・個人の組織に対する職責、権限や役割を明確化

(3) 職員研修の充実

職員個人の能力と意欲の向上を目的に、自己啓発・職場内研修・職場外研修の3つを職員研修の柱として取り組みます。

着眼点

- ・自己啓発の推進
- ・職場内研修の推進
- ・職場外研修の推進

(4) 登用制度の推進

年齢・性別に捉われず、登用の機会の均等を図り、チャレンジ精神旺盛な職員の登用を積極的に行い、組織の活性化を図ります。

着眼点

- ・公平、公正性の確保
- ・年齢、性別に捉われない登用
- ・組織の活性化

取組方針3 情報の共有と市民参画・協働

(1) わかりやすい情報の提供

市民と市との信頼関係を構築するには、市が行っている様々な事業について市民の理解を得ることが必要であり、市民が必要とする情報をわかりやすく的確に提供し、説明責任をしっかりと果たしていきます。

着眼点

- ・市の方針や計画、業務内容や制度の周知
- ・積極的な情報提供
- ・説明責任（アカウンタビリティ^(*)）の確保

(2) 市民参画と協働の推進

市民主体による住みよいまちづくりを推進するため、政策立案段階から市民等に広く意見を求めるなど、市民と行政が知恵を出し、協力して関わっていけるように市民参画の機会を確保します。

また、市民主体のまちづくりにより地域の活性化を図るため、地域や市民活動団体と行政がお互いに知恵を出しあい、連携・協力することで地域が抱える課題に的確に対応できるよう協働事業を推進し、活動の輪を広げることで、支援体制の整備や人材の育成に努めながら、みんなで支えあう社会の構築を目指します。

着眼点

- ・ 審議会等への公募委員の参加など、計画段階での市政参画機会の確保
- ・ パブリックコメント、市民アンケート等の実施
- ・ 協働(*10)の推進

推進計画の策定と推進体制

1 行政改革大綱に基づく推進計画の策定

第二次行政改革大綱を推進するために、大綱に示した重点項目に基づき、取り組む内容と、できるだけ数値化した目標を示した推進計画を策定します。

推進計画は、社会経済状況の変化や改革項目の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど、柔軟に対応していきます。

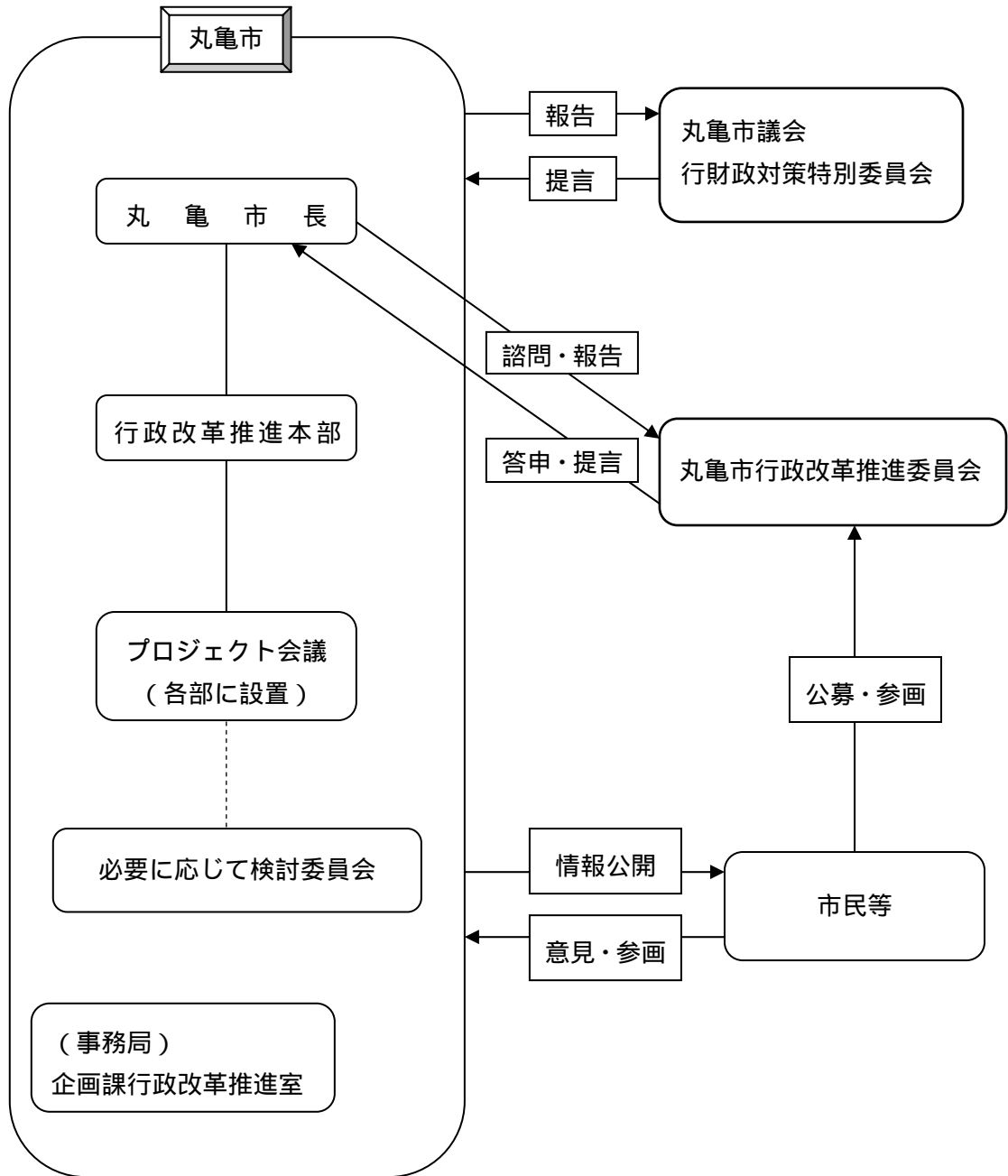
また推進計画の進捗状況は、丸亀市議会行財政対策特別委員会及び丸亀市行政改革推進委員会に報告し、多元的な視点から意見、助言、評価を受け、その結果については広報紙やホームページなどを通じて、市民に公表していきます。

2 推進体制

行政改革の推進にあたっては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となり、すべての職員が行政改革を自らの課題として捉え積極的に改革にあたります。

また、各部にプロジェクト会議を設置し、必要に応じて個別に検討委員会を設置するなど、柔軟な組織運営による全庁的な体制で取り組みます。

【推進体制図】



(用語解説)

1 中央集権型行政システム

権限や財源を中央に集中させて、決定や執行を行う行政の仕組み。
広域的事業や大規模事業に対処しやすい。

2 分権型行政システム

権限や財源を地方に分散させて、決定や執行を行う行政の仕組み。
地域に応じてきめ細やかな対応がしやすい。

3 パブリックコメント

市民の声を市政に反映するため、市の政策や施策を決定する前に、その案を公表し、市民からいただいた意見を踏まえて最終的な意思決定を行うこと。

4 常住人口

国勢調査による人口を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出者数を加減して算出された人口。

5 デフレ(デフレーション)

物価が継続的に下落し続けていく現象のこと。
需要に対し供給が過剰な状態となることから、一般に不況を伴う。

6 PDCAサイクル

事務事業を「PLAN(計画)-DO(実行)-CHECK(評価)-ACTION(改善)」の流れのなかで考え、計画の策定とその実施にとどめることなく、実施結果を成果の視点で評価し、課題を発見することで、次の改善に結びつけようとする考え方。

7 インセンティブ経費

厳しい財政状況のもと、各部の基本目標を強力かつ効果的に推進するとともに、予算執行における職員のコスト意識の向上を図るため、事務事業を見直すことで経費削減に取り組み、その結果として捻出された財源の一部を翌年度の予算を編成する際に重点事業に追加配分すること。

8 地方公営企業

地方公共団体の経営する水道・自動車運送・鉄道事業などの公益的な事業のこと。
一般会計から切り離され、企業会計に基づき独立採算性が採用される。

9 説明責任（アカウンタビリティ）

行政は住民に対し、政策や施策、事務事業について、その意義や目的、必要性、成果などを、事前・事後に説明する責任があるとする考え方。

社会に起こるいろいろな問題、なかでも「透明性」や「情報公開」が求められる問題について、これら二つの言葉と関連して使われる。

10 協働

一般的に市民、事業者、行政など各主体が対等な立場で責任を共有し、お互いによきパートナーとして、それぞれが自らの目標達成に向けて連携すること。

市民の主体性がより発揮できる。